



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 訓令

- *5 和歌山県公印規程の一部を改正する訓令 (総務学事課) 1
- *6 和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令 (") 1
- *7 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (人事課) 3
- *8 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令 (総合防災課) 4
- *9 和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令 (総務事務集中課) 5

○ 会計管理者訓令

- *1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課) 5

○ 県議会に関する事項

- *和歌山県議会事務規程の一部を改正する規程 6

訓 令

和歌山県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公印規程の一部を改正する訓令

和歌山県公印規程 (昭和42年和歌山県訓令第43号) の一部を次のように改正する。

別表監察査察監印の部の次に次のように加える。

国体推進監印	”	”	総務企画課長
--------	---	---	--------

別表国体推進監印の部及び農林水産総合技術センターの部を削り、同表その他の地方機関の部地方機関の長印の項及び地方機関の印の項中「、各県税事務所長及び農林水産総合技術センター所長」を「及び各県税事務所長」に改める。

別記第3号様式中「または」を「又は」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号から第13号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第8条第2項第3号中「（農林水産総合技術センターを除く。）」を削り、同項第4号を削る。

第16条第2項中「あて」を「宛て」に改める。

第20条第1項第1号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第2号中「あいさつ状」を「挨拶状」に改める。

第26条第3項第2号中「昭和56年内閣告示第1号」を「平成22年内閣告示第2号」に改める。

第29条第1項の表区分の欄中「監察査察監名」の次に「、国体推進監名」を加え、「又は総合技術センターの試験場等の長」を削り、「国体推進監名、政策統括参事名」を「政策統括参事名」に、「植樹祭推進参事名、局長名」を「局長名」に改め、同表発信者名の欄中「監察査察監」の次に「、国体推進監」を加え、「国体推進監、政策統括参事」を「政策統括参事」に改め、「、植樹祭推進参事」を削る。

第32条第1項中「次に掲げる文書（法令等によりその様式が定められているもの及び前条の規定により共通例文として登録されたものを除く。）」を「公示文書のうち、県報に定期的に登載するもの」に改め、各号を削る。

第39条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第48条第1項第3号及び第48条の2第1項第3号中「あいさつ状」を「挨拶状」に改める。

第50条第2項第1号イ、同項第2号及び同条第3項中「あて先」を「宛先」に改める。

第63条第7項中「増てつ」を「増訂」に改める。

第100条第1項第1号中「あいさつ状」を「挨拶状」に改める。

第102条第1項第2号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第103条第1項第1号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第2号中「あいさつ状」を「挨拶状」に改める。

第105条第1項の表区分の欄中「、地方機関の事務所の長又は総合技術センターの事務所の長」を「又は地方機関の事務所の長」に改める。

第111条第2項第1号イ、同号ウ及び同項第2号中「あて先」を「宛先」に改める。

第128条第1項中「又は総合技術センターの試験場等の名」を削り、同項の表を次のように改める。

区分	発信者名
(1) 地方機関の長の専決事項に係る文書のうち許可、認可、承認等の指令、契約書その他これらに類する文書 (2) その他知事名によることを適当とする文書	知事
(1) 地方機関の長の権限に属する事務に係る文書 (2) 地方機関の長に委任された事務に係る文書 (3) 本庁の課長、振興局長若しくは部長又は地方機関の長に発する文書 (4) その他地方機関の長名によることを適当とする文書	地方機関の長

別表第1第1項の表中

国体準備課

国体総

総務企画課

国体総

を	施設調整課	国体施	に改め、同表健康づ
	競技式典課	国体競	

くり推進課の項を次のように改める。

健康推進課	健
-------	---

別表第1第1項の表難病・感染症対策課の項及び全国植樹祭推進課の項を削り、同表港湾空港振興課の項を次のように改める。

港湾空港課	港空
-------	----

別表第1第3項第1号の表子ども・女性・障害者相談センターの項を次のように改める。

子ども・女性・障害者相談センター	総務企画課	和相セ総
	子ども相談課	和相セ子
	虐待対応課	和相セ対
	女性相談課	和相セ女
	障害者支援課	和相セ障
	一時保護課	和相セ一
	子ども診療室	和相セ診

別表第1第3項第1号の表農林水産総合技術センターの項を削り、同表第1第3項第2号の表世界遺産センターの項の次に次のように加える。

農業試験場	農試
農業試験場暖地園芸センター	和暖園
果樹試験場	和果試
果樹試験場かき・もも研究所	和か
果樹試験場うめ研究所	和う
畜産試験場	和畜試
畜産試験場養鶏研究所	和鶏研
林業試験場	和林試
水産試験場	和水試

別記第3号様式及び別記第8号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程(昭和54年和歌山県訓令第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「各課室長」を「各課長」に改める。

第7条第2項中「地方機関等の所属長」を「地方機関等の長(県立こころの医療センターにあっては事務局長。以下「地方機関等の長等」という。)」に改める。

第9条第2項中「地方機関等の長」を「地方機関等の長等」に、「推せん」を「推薦」に改め、同条第3項中「地方機関等の長」を「地方機関等の長等」に改める。

第10条第1項中「課室(」を「各課(」に、「本庁の課室等」を「本庁等の課等」に改める。

第13条第1号中「地方機関」を「地方機関等」に改める。

第15条第1項中「同条第3号」を「第3号」に、「当該所属長」を「当該地方機関等の長等」に改め、同条第2項中「推せん」を「推薦」に改める。

第20条中「当該特定事業所」を「当該事業所」に改める。

第21条第1項及び第22条第2項中「本庁の課室等」を「本庁の課等」に改める。

第23条中「うえ」を「上」に改める。

第26条中「議員」を「職員」に改める。

第32条中「もより」を「最寄り」に改める。

第43条第1項中「地方機関等の長」を「地方機関等の長等」に、「推せんした」を「推薦した」に、「衛生管理者推せん書」を「衛生管理者推薦書」に改め、同条第2項中「所属長」を「地方機関等の長等」に改める。

別表第1の1の項中「配置された」を「設置された」に改め、同表2の項及び3の項を削除し、同表4の項を同表2の項に改める。

別表第2振興局の項中「振興局」の次に「の各部(東牟婁振興局健康福祉部串本支所を除く。)」を加え、同表保健所、新宮保健所串本支所の項中「保健所、新宮保健所串本支所」を「東牟婁振興局健康福祉部串本支所」に、「次長」を「支所長」に改める。

別表第5

1 (要療養)

 を

1 (要医療)

 に改める。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「地方機関等の長」を「地方機関等の長等」に、「殿」を「様」に改める。

別記第4号様式中「衛生管理者推せん書」を「衛生管理者推薦書」に、「推せん者」を「推薦者」に、「推せんします」を「推薦します」に、「地方機関等の長」を「地方機関等の長等」に、「殿」を「様」に、「推せんの」を「推薦の」に改める。

別記第5号様式中「地方機関等の長」を「地方機関等の長等」に、「殿」を「様」に改める。

別記第6号様式中「殿」を「様」に、「職員労働組合推せん者」を「職員労働組合推薦者」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

庁中一般
各地方機関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令

職員の防災体制等措置要領（昭和36年和歌山県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3項第2号の表警戒体制の部1号の項中「港湾空港振興課」を「港湾空港課」に改め、同部2号の項中「港湾空港振興課」を「港湾空港課」に改め、同表配備体制の部1号の項中「難病・感染症対策課」を「健康推進課」に改める。

第5項第2号中「うえ」を「上」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第9号

庁中一般
各 かい
各地方機関

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県物品調達事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県物品調達事務規程（平成10年和歌山県訓令第13号）の一部次のように改正する。

別表第2会計局総務事務集中課の項中「和歌山産業技術専門学院 農林水産総合技術センター分室」を「和歌山産業技術専門学院」に、「陵雲高等学校」を「陵雲高等学校 きのくに青雲高等学校」に、「紀伊コスモス支援学校」を「紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校」に改め、同表那賀振興局の項中「農林水産総合技術センターのうち農業試験場及び果樹試験場かき・もも研究所」を「農業試験場 果樹試験場かき・もも研究所 水産試験場内水面試験地」に改め、同表伊都振興局の項中「農業大学校」の次に「（就農支援センターを除く。）」を加え、同表有田振興局の項中「農林水産総合技術センターのうち企画普及部及び果樹試験場」を「果樹試験場」に改め、同表日高振興局の項中「農林水産総合技術センターのうち果樹試験場うめ研究所 農業試験場暖地園芸センター及び畜産試験場養鶏研究所」を「果樹試験場うめ研究所 農業試験場暖地園芸センター 畜産試験場養鶏研究所」に改め、同表西牟婁振興局の項中「農林水産総合技術センターのうち林業試験場」を「林業試験場」に改め、同表東牟婁振興局の項中「農林水産総合技術センターのうち畜産試験場及び水産試験場」を「畜産試験場 水産試験場」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県会計管理者 米 山 重 明

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程(平成17年和歌山県出納長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条中「かい長」の次に「(振興局にあつては、当該出納員が属する部の部長とする。以下「かい長等」という。)」を加える。

第8条第1項中「、毎月末に」を削り、「会計課長の確認を」の次に「毎月」を加え、「かい長の確認を」を「かい長等の確認を毎月末に」に改め、同条第2項中「かい長」を「かい長等」に改める。

第9条第2項、第10条第3項及び第11条第2項中「かい長」を「かい長等」に改める。

別表税務課の出納員の項の次に次のように加える。

文化国際課の出納員	文化国際課の現金の収納に際し必要なりつりに充てるため。	40,000円
-----------	-----------------------------	---------

別記第4号様式備考2中「毎月末に」を「毎月」に改め、「かい長」を「毎月末に行われるかい長等」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

県議会に関する事項

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県議会議長 新 島 雄

和歌山県議会事務局規程の一部を改正する規程

和歌山県議会事務局規程(昭和63年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条第8号中「調査課」を「政策調査課」に改める。

第5条の見出し中「調査課」を「政策調査課」に改め、同条各号列記以外の部分中「調査課」を「政策調査課」に、「を実施する」を「及び情報提供を行うとともに、政策提言活動に関する支援を行う」に改め、同条第1号中「調査」の次に「及び情報提供」を加え、同条第2号から第9号までを次のように改める。

- (2) 常任委員会及び特別委員会の運営に関すること(政策調査課分掌分に限る。)
- (3) 議員提案政策条例に関すること。
- (4) 請願、陳情及び意見書の調査に関すること。
- (5) 資料、記録及び各種情報の収集整理に関すること。
- (6) 刊行物等の編集、発行等に関すること。
- (7) 図書室の管理運営に関すること。
- (8) 議長連絡協議会等に関すること。
- (9) 議長会等に関すること。

第5条第11号中「調査活動」を「調査研究活動」に、「配布」を「配付」に改める。

第12条第1項第4号中「総務課長」を「、総務課長」に改め、同条第2項第3号中「、その他の」を「その他の」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。